

## IV 基本目標1 市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

### 基本目標1が目指す方向

高齢化・単身化による医療・介護ニーズの拡大への対応，住民主体の地域防災の充実などにより，安全で安心な暮らしを確保します。

地方創生のキーワード【安全・安心】【福祉・くらし】

基本目標1における主な数値目標	基準値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
調布市に定住意向がある市民の中で，調布のまちが安全で安心して暮らせると感じている市民の割合	39.2%	50.0%以上
市内の住宅（一戸建て，分譲マンション等）の耐震化率	87.5% (平成26年度)	94.0%
健康ではりのある生活のため，趣味活動や地域活動に参加している高齢者の割合	41.8%	50.0%以上
障害者就労支援センターの支援を受けている一般就労者数	152人 (平成26年度)	210人以上

### 【基本目標1の体系】

調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系		調布市基本計画の 施策
講ずべき施策に関する基本的方向	施策 (調布市基本計画の基本的取組)	
A 地域の防災力を高める 【重点プロジェクト1】	① 防災体制の充実(01-1)	施策01 災害に強いまちづくり
	② 消防力の強化(01-3)	
	③ 身近な犯罪に対する防犯意識向上と防犯活動の推進(02-1)	施策02 防犯対策の推進
	④ 犯罪抑止対策の推進(02-2)	
	⑤ 安全・安心な学校づくりの推進(05-5)	施策05 学校教育の充実
	⑥ 地域コミュニティの活性化に向けた支援(15-1)	施策15 地域コミュニティの醸成
B 強い都市基盤と良好な住環境をつくる 【重点プロジェクト1】	① 災害に強い都市基盤の整備(01-2)	施策01 災害に強いまちづくり
	② 良好な居住環境の形成と支援(23-2)	施策23 良好な住環境づくり
C 高齢者や障害者の暮らしを支える 【重点プロジェクト2】	① 地域が一体となった福祉のまちづくりの推進(07-1)	施策07 共に支え合う地域福祉の推進
	② 在宅生活の支援(08-1)	施策08 高齢者福祉の充実
	③ 高齢者の社会参加の促進及び健康づくりの推進(08-2)	
	④ 介護保険事業の円滑な運営(08-3)	
	⑤ 障害者の自立に向けた就労支援・社会参加支援(09-2)	施策09 障害者福祉の充実
【再掲】地域コミュニティの活性化に向けた支援(15-1)	施策15 地域コミュニティの醸成	

### 調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略のポイント※【基本目標1】

○ 人口減少，少子高齢社会を見据えたまちづくり

- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 地域による見守りの推進
- ・ 福祉人材の育成
- ・ 社会参加や生きがいづくり・多世代交流の促進に資する場・機能の創出
- ・ 地域の防災体制の充実

※総合戦略に位置付けた新たな要素や，より推進すべき取組

## 講すべき施策に関する基本的方向 【調布市基本計画—重点プロジェクト1】

### A 地域の防災力を高める

自助・共助・公助の基本的な考え方のもと、地域や関係機関等との協働により、地域の防災体制づくりを推進し、地域の防災力の向上が図られています。

### A 地域の防災力を高める

＜重点プロジェクト1 強いまちをつくるプロジェクト＞

#### 施策A—①

#### 防災体制の充実

（調布市基本計画 基本的取組 01-1）

##### ◆地域防災計画の推進・修正

東京都による首都直下地震等の被害想定の見直しや東日本大震災でも課題となった女性や要配慮者等の視点を踏まえ修正した調布市地域防災計画に基づき、防災対策の推進を図ります。また、東京都地域防災計画の修正等を踏まえ適宜計画の見直しを行います。

##### ◆地域の防災体制づくり

防災訓練などを通じて市民一人一人が自ら備え、地域で共に助け合う、自助・共助による地域の防災体制づくりを普及促進するため、地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の育成支援を図ります。

##### ◆災害時のための支援

調布市災害時要援護者避難支援プランに基づき、自発的な避難行動要支援者名簿への登録の促進や地域組織（自治会、地区協議会等）が主体的に避難誘導等を行えるように災害時の支援体制の構築を図ります。

##### ◆関係機関・事業所等との連携体制の強化

災害時における他自治体との連携強化や帰宅困難者、駅前滞留者などの対策、二次避難所（福祉避難所）の確保が円滑に行われるよう、他自治体や市内の学校、事業者などとの災害時協定の締結及び見直しを推進します。

##### ◆避難所における災害対応能力の向上・備蓄体制の強化

「避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、避難所ごとの運営マニュアルの作成を促進します。また、学校施設の避難所としての機能の充実、備蓄コンテナや防災備蓄倉庫の整備を計画的に進めます。

##### ◆情報伝達能力の向上

災害発生時の連絡手段として有効な防災行政無線のデジタル方式への更新や、防災・安全情報メールや防災フリーダイヤル、調布エフエム等による災害情報等の提供など様々な手法を用いることにより情報伝達能力の向上を図ります。

##### ◆医療救護体制の整備

災害時には、多くの傷病者が発生することが見込まれることから、緊急医療救護所などで医療救護が行えるよう、関係団体等の協力を得ながら、医療救護体制の整備を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)			
防災市民組織の団体数			
基準値 (平成 26 年度)	99 団体	目標値 (平成 31 年度)	120 団体以上
災害時に自宅から避難する場所（避難所）を決めている市民の割合			
基準値 (平成 27 年度)	35.1%	目標値 (平成 31 年度)	50.0%以上
調布市に定住意向がある市民の中で、調布のまちが安全で安心して暮らせると感じている市民の割合			
基準値 (平成 27 年度)	39.2%	目標値 (平成 31 年度)	50.0%以上

主な事業
<p><b>1. 調布市災害時要援護者避難支援プランの推進</b></p> <p>調布市災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時に適切に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者の名簿を整備し、消防、警察、民生児童委員、福祉関係団体、地域で活動する組織等との平常時からの連携に努め、災害時に自助・共助・公助がそれぞれの力を発揮できる体制の整備に努めます。</p>
<p><b>2. 防災備蓄品の確保・充実</b></p> <p>東京都の被害想定の見直しを踏まえ、食料や生活用品などの防災備蓄品の確保・充実を行うとともに、備蓄コンテナの設置や、防災備蓄倉庫の整備を計画的に進めます。</p>
<p><b>3. 災害情報システムの維持管理・充実</b></p> <p>防災情報を的確に市民へ提供するため、防災行政無線などの災害情報システムを維持管理していくとともに、防災行政無線のデジタル方式への移行を進めます。</p>
<p><b>4. 防災市民組織等育成支援事業【地方創生先行型交付金対象事業】</b></p> <p>防災市民組織の新規結成促進及び既存団体への支援を実施するとともに、地域共助の力による支援体制整備を進めるために市と災害時要援護者の支援に関する協定を締結した地域団体への支援を行い、地域防災体制の強化を図ります。</p>
<p><b>5. 防災意識啓発事業【地方創生先行型交付金（上乗せ交付分）対象事業】</b></p> <p>災害時に市民が適切に避難できるよう、防災マップの全戸配付などにより、市民の防災意識の啓発を図ります。また、市民参加や官民協働の公共サービスの提供の促進に向け、オープンデータへの取組を推進する中で、当該マップデータについても広く活用するためにオープンデータ化することを検討します。</p>

## 広域的な連携や多様な主体との連携事例

### ・調布市総合防災訓練

災害対策基本法に基づき、地方自治体は年に1回、総合防災訓練を行うこととなっている中で、消防、警察等の防災関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民の自助力の向上を目的として、関係機関や地域住民とともに訓練を実施しています。

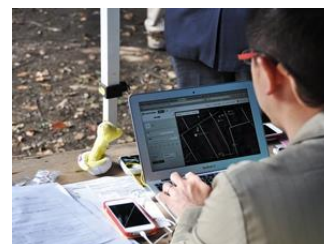


<平成26年度の訓練の様子>

### ・調布マッピングパーティ

参加者が市内に設置されているAEDの位置情報をスマートフォンなどで収集し、電子地図に情報を反映するマッピングパーティを、調布市総合防災訓練と連携して実施しました。

(主催：Code for Chofu)



<マッピングパーティ>

## 施策 A-②

## 消防力の強化

(調布市基本計画 基本的取組 01-3)

### ◆消防施設の適切な整備・管理の推進

災害時に迅速な消火活動を展開できるよう、消火栓・防火貯水槽などの消防水利施設を計画的に整備・更新します。

### ◆消防団の円滑な運営と対応能力の向上

消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の確保に努めるとともに、消防団装備品等の充実、消防資機材の計画的な更新など、消防団の対応能力の向上を図ります。

### ◆消防力（常備消防等）の維持・向上

東京消防庁と連携・協力し常備消防力の維持・向上を図るとともに、消防団との連携体制を強化するなど、消防力の維持・向上を推進します。また、激甚災害等において、地域の力を生かすため、専門的知識を有する消防団 OB 会等との連携強化を図ります。

## 重要業績評価指標 (KPI)

### 防火貯水槽の整備区域

基準値 (平成 26 年度)	388 区域	目標値 (平成 31 年度)	399 区域以上
-------------------	--------	-------------------	----------

## 主な事業

### 1. 消防水利の整備・維持管理

消防水利として使用する防火貯水槽を整備・更新するとともに、消火栓の新設や維持管理を行います。

### 2. 消防団の対応能力の向上

火災等の災害時に火事状況などの確な情報送信や消防団員が有効かつ効率的に活動ができるよう、消防ポンプ車の更新や装備品等の充実、火災伝達システムの維持管理、AED 装備など災害時の対応能力の向上を図ります。

### 3. 常備消防力の維持・向上

常備消防力の維持・向上を図るため、東京都消防庁と連携・協力し、老朽化した施設の整備を行います。

### 広域的な連携や多様な主体との連携事例

#### ・調布市総合水防訓練

水防法に基づき、総合水防訓練を実施し、消防団、消防署及び警察署等関係機関との連携強化を図るとともに、近隣住民や関係団体にも参加・協力いただきながら、消防力の強化を図っています。



<総合水防訓練の様子>

◆身近な犯罪に対する防犯意識の向上

空き巣やひったくり、自転車盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を減らすため、各種媒体や生活安全講演会、出前講座などにおいて犯罪の発生や対策などの生活安全に関する情報を発信し、犯罪の予防と防犯意識の向上を図ります。また、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止については、引き続き調布警察署及び関係機関と連携し、リアルタイムな広報啓発活動や各種キャンペーン、ふれあい給食、出前講座による身近な犯罪としての注意喚起を実施するとともに、効果的な啓発媒体として、市が製作した振り込め詐欺防犯対策DVD2作品を活用し、被害の減少に向け取り組みます。

◆防犯教育の推進

小・中学校におけるセーフティ教室や児童館における防犯教室のほか、子どもたちの防犯教育に取り組みます。また、学童クラブなどにおいて安全・安心マップの作成を支援することで、作成の過程でどのような場所が犯罪に巻き込まれやすく気をつける場所なのかを理解させることにより、犯罪被害防止能力の向上を図ります。

◆個人や地域における防犯活動支援

地域における防犯のまちづくりを進めるため、防犯パトロール支援用品の貸与や防犯意識啓発グッズの配布により、防犯活動を支援するとともに防犯意識の向上を図ります。また、それぞれの地域において自治会、PTAなどによる自主的な防犯活動を促進し、安全・安心に暮らせる地域社会の形成を支援します。

重要業績評価指標 (KPI)

治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合

基準値 (平成 27 年度)	81.0%	目標値 (平成 31 年度)	80.0%以上
-------------------	-------	-------------------	---------

主な事業

1. 地域での防犯パトロールの支援

防犯パトロール支援用品を貸与するとともに防犯意識啓発グッズの配布など、地域での防犯パトロールを支援し、防犯意識の向上を図ります。

広域的な連携や多様な主体との連携事例

・地域での防犯パトロール

市内では、安全まちの基礎となる地域の防犯力を高めていく取組として、青色回転灯を設置した自動車を利用した見回りや、愛犬との散歩の時間を活用したパトロールなど、自主的な防犯パトロールが行われています。

調布市では地域における防犯まちづくりを進めるため、防犯パトロール活動支援用品の貸与を行っています。



<青色防犯パトロールの様子>



◆安全・安心パトロールの実施

地域住民による防犯パトロールと連携し、適宜、重点地域を定めるなど、より効果的に安全・安心パトロールを実施することによって、犯罪の抑止を図ります。

◆犯罪が発生しにくいまちへの環境整備

各種の犯罪発生を未然に防止するため、街路灯の設置や死角となるスペースを生まない公園整備、落書きの消去、自治会・商店街等による防犯カメラ等の防犯設備の設置支援など、犯罪が発生しにくい環境を整えます。

重要業績評価指標 (KPI)

市内刑法犯認知件数 (暦年)

基準値 (平成 26 年 (暦年))	2,158 件	目標値 (平成 31 年 (暦年))	1,900 件以下
-----------------------	---------	-----------------------	-----------

主な事業

1. 安全・安心パトロールの実施

子ども安全・安心パトロールや夜間安全・安心パトロールを実施し、地域による防犯パトロールと連携することで、犯罪の抑止を図ります。

広域的な連携や多様な主体との連携事例

・防犯設備設置事業の支援

調布市では安全・安心まちづくりの実現のため、防犯カメラ・防犯灯の設置など、商店街・町会・自治会等が行う防犯設備整備事業に対して整備費用の一部を補助しています。

◆防災教育の推進

東日本大震災を教訓として制定した「調布市防災教育の日」では、命の尊さ、大切さを考える授業や防災訓練を実施し、防災教育を推進します。また、児童・生徒の普通救命講習や教員対象の上級救命講習、応急手当普及員講習についても、引き続き取り組んでいきます。

◆食物アレルギー対策の推進

食物アレルギー事故を防止し、すべての児童・生徒が安心して学校生活をおくことや食を通して成長できる環境づくりを目指します。

食物アレルギーのある児童・生徒は、給食だけでなく、食物・食材を扱う授業や活動、宿泊を伴う校外活動など、学校生活での配慮や注意が必要なため、給食室等の改善、緊急対応体制の維持、食の指導の充実等、学校での食物アレルギー対策を進めていきます。

◆通学路の安全確保の推進

通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布、児童交通見守り員による啓発等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、防犯カメラの設置の検討を行うほか、保護者・地域との連携によって通学路の安全対策を図ります。また、子どもたちが不審者等から声かけ等をされた際の駆け込み場所として実施している「こどもの家」については、引き続き普及啓発を行い、当事業を推進していきます。

重要業績評価指標 (KPI)

防災教育の日の参加者数

基準値 (平成 27 年度)	29,531 人	目標値 (平成 31 年度)	30,000 人以上
-------------------	----------	-------------------	------------

主な事業

1. 命の教育活動の推進

「調布市防災教育の日」における命の授業の実施や、児童・生徒及び教員に対する救命講習を行うほか、防災に係る地域対象の講座を実施するなど、命を大切にする教育活動を実施します。

広域的な連携や多様な主体との連携事例

・「命の授業」や普通救命講習、上級救命講習の実施

災害時の互いの命を守るために役割を自覚する授業や地震災害時の安全な行動様式を身に付ける授業などを実施することで、災害時における「命の授業」を実施しています。また、防災について保護者や地域の方々に対して、消防署員や市総合防災安全課職員などの外部講師やゲストティーチャーの協力により、各学校で実効的な講演会を実施しています。

さらに、小学校6年生と中学校3年生を対象に普通救命講習を実施するとともに、全教員を対象に上級救命講習を行うことで、自助共助の力の育成を推進し、防災教育の充実を図っています。



<「命の授業」の様子>



◆地域コミュニティの形成と支援

地域の自治を推進するため、引き続き、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ地区協議会の全小学校区での設立を目指すとともに、それぞれの地域の主体性を尊重しながら、運営や活動への支援を推進します。また、市民の自主的な活動を推進していくため、自治会の地域活動を支援します。

◆地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討・実践

まちづくり活動の輪を広げながら、地域の方々との議論を通して将来のコミュニティの在り方を模索し、地域のコミュニティ活動が活発になるような支援策を検討・実践します。

重要業績評価指標 (KPI)

地域の一員としての連帯感を感じている市民の割合

基準値 (平成 27 年度)	39.8%	目標値 (平成 31 年度)	50.0%以上
-------------------	-------	-------------------	---------

主な事業

1. 地区協議会の設立と支援

地区協議会の設立に向けた取組を支援するとともに、既存の地区協議会に対し情報提供等、必要な活動支援を行います。

広域的な連携や多様な主体との連携事例

・調布市自治会連合協議会の取組

調布市自治会連合協議会は、加入している調布市内の自治会相互の連携及び親睦を図り、共通の問題を協議するとともに、行政と協働し市民自治意識の高揚と地域社会の発展・福祉の増進に寄与することを目的に、自主防災及び自主防犯等市民生活の生活安全に関することや社会福祉事業の推進及び生活環境に関すること活動しています。

これら取組の一つとして、地域住民の防災意識を高めるとともに、地域防災組織づくりを進めるきっかけのため、地域総合防災訓練を実施しています。



<地域総合防災訓練>

## 講ずべき施策に関する基本的方向 【調布市基本計画—重点プロジェクト1】

### B 強い都市基盤と良好な住環境をつくる

特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化や橋りょう・下水道の耐震化が進み、市民の安全を守り安心して暮らすことができる災害に強い都市基盤づくりが進んでいます。

また、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりが進んでいます。

### B 強い都市基盤と良好な住環境をつくる<重点プロジェクト1 強いまちをつくるプロジェクト>

#### 施策B-① 災害に強い都市基盤の整備 (調布市基本計画 基本的取組 01-2)

##### ◆特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

震災時の復旧・復興の大動脈となる特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進し、防災都市づくりを推進します。

##### ◆骨格となる都市基盤の整備

震災時における輸送機能とともに、市街地の延焼を防止し、かつ、避難路や消防活動等の救援・救護活動の空間ともなる延焼遮断機能を確保するため、その軸となる都市計画道路などの都市基盤の整備を進めます。

##### ◆橋りょう・下水道などの耐震化の促進

緊急時の物流経路を確保するため、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋りょうの耐震工事を進めます。また、下水道についても耐震化工事や老朽化した管路の更新などを計画的に推進します。

## 重要業績評価指標 (KPI)

市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率

基準値 (平成 26 年度)	87.5%	目標値 (平成 31 年度)	94.0%
-------------------	-------	-------------------	-------

## 主な事業

### 1. 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え及び除却に要する費用の一部を補助し、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。

### 2. 橋りょうの耐震改修

橋りょうの安全な維持管理のため、国の道路ストック総点検への対応を踏まえるとともに、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な耐震工事を進めます。

### 3. 下水道施設の地震対策の推進

調布市下水道総合計画及び地震対策計画に基づき、災害対応の拠点となる救急病院・避難所等からの排水を受ける管路について、地震により損傷しやすい下水道管とマンホールの接続部分を可とう化及び補強することにより、管路の耐震化を進めます。

### 4. 住宅の耐震化の促進

昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅の所有者及び分譲マンションの管理組合等に対して、耐震診断・改修等に係る費用を一部助成するなど、耐震化を図ります。

## 広域的な連携や多様な主体との連携事例

### ・特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、東京都と連携して、耐震化に向けたローラー作戦による戸別訪問や指示文書等の発送により、きめ細かな啓発活動を実施することで、沿道建築物の耐震化を促進しています。

### ・木造住宅耐震相談会の実施

新耐震基準に対応していない昭和56年建築基準法改正前に建築された木造住宅を所有している市民に対して、一般社団法人東京都建築士事務所協会（南部支部）と連携して、耐震に関する相談会を開催することにより、市民の日常的な防災意識の高揚を図り、耐震化を促進しています。

### ・木造住宅耐震アドバイザー派遣事業

新耐震基準に対応していない昭和56年建築基準法改正前に建築された木造住宅を所有している市民に対して、一般社団法人東京都建築士事務所協会（南部支部）と連携して、無料で専門家を派遣し、簡易耐震診断並びに耐震化に取り組むための相談及び具体的な助言を行うことにより、耐震化の啓発を図っています。

### ・分譲マンションの耐震化に係るマンション啓発隊の実施

新耐震基準に対応していない昭和56年建築基準法改正前に建築された分譲マンションの管理組合等に対して、東京都及び東京都防災・建築まちづくりセンターと連携して、分譲マンションの耐震化を促進するため、マンション啓発隊を構成し、戸別訪問を行うことにより、耐震化に向けた助言などの支援事業を行っています。

**【耐震相談会】**  
・木造住宅の耐震全般  
・助成制度の説明ほか  
**【模型展示】**  
・耐震材展示  
・シェルターベッド

**【申込み受付】**  
・木造住宅耐震アドバイザー  
（無料）  
・木造住宅耐震診断助成

**2015/01/23（金）**  
冬の木造住宅耐震相談会

**【開催日】** 平成27年1月23日 金曜日  
午前9時30分～午後3時0分  
**【場 所】** 本館2階（市役所2階 市民相談課隣）  
**【参加費】** 無料  
**【主 催】** 横浜市  
**【協 力】** 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 南部支部

昭和56年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。過去の大地震で倒壊した建物の多くは、古い構造基準で建築されたものです。  
平成23年9月11日に発生した東日本大震災により、首都圏下地地震の発生する危険性がより切迫した状況になっているともいわれています。  
横浜市では昭和56年5月31日以前の旧耐震設計基準で建てられた木造住宅に対して、耐震診断及び耐震改修の費用の一部を助成しています（木造住宅耐震化促進事業助成制度）。  
今回ご案内する耐震相談会では、この助成制度の説明や耐震全般に際して、指定耐震機関でもある「一般社団法人 東京都建築士事務所協会（南支部）」の専門家が定期的な見学も兼ねて実施いたします。  
※住宅診断・写真等をお持ちいただければ、より詳しい相談ができます。

横浜市都市整備部住宅課  
〒182-8511  
横浜市小島町2-35-1  
TEL 042-481-7141/7545  
FAX 042-481-5600  
E-mail jyutaku@w2.city.yamanashi.lg.jp

＜木造住宅耐震相談会の広報＞

◆居住環境改善の促進

少子高齢化への対応，低炭素まちづくり，環境負荷の軽減を図るため，「よりよい住まいづくり応援制度※」により，個人住宅などの改修工事等の費用の一部を補助することにより，居住環境の向上を支援していきます。

※よりよい住まいづくり応援制度…高齢化等への対応，環境負荷の軽減などを目的とした個人住宅等の改修工事等を実施する際，その費用の一部を市が助成する制度

◆居住支援の推進

住宅確保要配慮者※の居住を確保するため，既存の市営住宅等のストックを有効活用し，適切な運用を図るとともに，住宅確保要配慮者が安心して安定的に暮らすことができるよう，住宅セーフティネット法に基づき，様々な分野が連携し民間賃貸住宅への円滑な入居等の促進を図るため，居住支援協議会※を設置し，居住支援に向けた検討を進めます。また，空き家についても，実態調査を踏まえ，空き家に関する課題整理を行ったうえで，活用を含めた対策の検討を行います。

※住宅確保要配慮者…低額所得者，被災者，高齢者，障害者，子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

※居住支援協議会…住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織で，地方公共団体やNPOなどの居住支援団体，不動産関係団体などで構成

重要業績評価指標 (KPI)

バリアフリー対応住宅に住んでいると答えた市民の割合

基準値 (平成 27 年度)	49.0%	目標値 (平成 31 年度)	65.0%以上
-------------------	-------	-------------------	---------

主な事業

1. 良好な居住環境の形成・支援

少子高齢化への対応，低炭素まちづくり，環境負荷の軽減を図るため，バリアフリー対応，太陽光・太陽熱利用などの住宅改修工事費用の一部を助成するなど，居住環境の向上を支援します。

## 講すべき施策に関する基本的方向 【調布市基本計画—重点プロジェクト2】

### C 高齢者や障害者の暮らしを支える

だれもが安心していきいきとした生活をおくれるよう、高齢者や障害者の暮らしを支える取組の充実が図られています。

### C 高齢者や障害者の暮らしを支える

＜重点プロジェクト2 安心して住み続けられるまちをつくるプロジェクト＞

#### 施策C-①

#### 地域が一体となった福祉のまちづくりの推進

(調布市基本計画 基本的取組 07-1)

##### ◆ネットワークの構築とコーディネート機能の整備推進

福祉の生活支援を必要とする人を早期に発見し、保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供できるよう、地域包括支援センターや基幹相談支援センターをはじめとした中核拠点機能の強化を図ります。さらに、地域で福祉の生活課題を抱える高齢者、障害者、若者などを支える支援機能を発揮するため、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する仕組みづくりやコーディネート機能の強化を担う地域福祉コーディネーターを配置します。

##### ◆虐待の防止と権利擁護の確立

だれもが自分らしく安心して暮らせるよう、見守りネットワーク（みまもっと）等を通じ見守り体制を推進するとともに、民生委員・児童委員との連携を強化しながら、高齢者、障害者などに対する虐待の防止と権利擁護の確立を図ります。

##### ◆福祉人材の育成

福祉領域の知識・技能が習得できるよう、総合的、効率的に専門的な人材の育成を図ります。福祉従事者がその専門性を高められるとともに、市民が福祉業務に従事できるよう福祉人材育成拠点の整備を行います。

##### ◆ユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、だれもが安全かつ円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るなど、福祉のまちづくりを推進します。

### 重要業績評価指標 (KPI)

福祉人材育成事業の利用者数

基準値 (平成 27 年度)	延べ 500 人 (見込値)	目標値 (平成 31 年度)	延べ 600 人以上
-------------------	----------------	-------------------	------------



## 主な事業

### 1. 地域福祉コーディネーター事業の推進

地域と行政，専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決するコーディネート機能の強化を図り，共に支え合う地域福祉を推進するため，地域福祉コーディネーターを配置します。

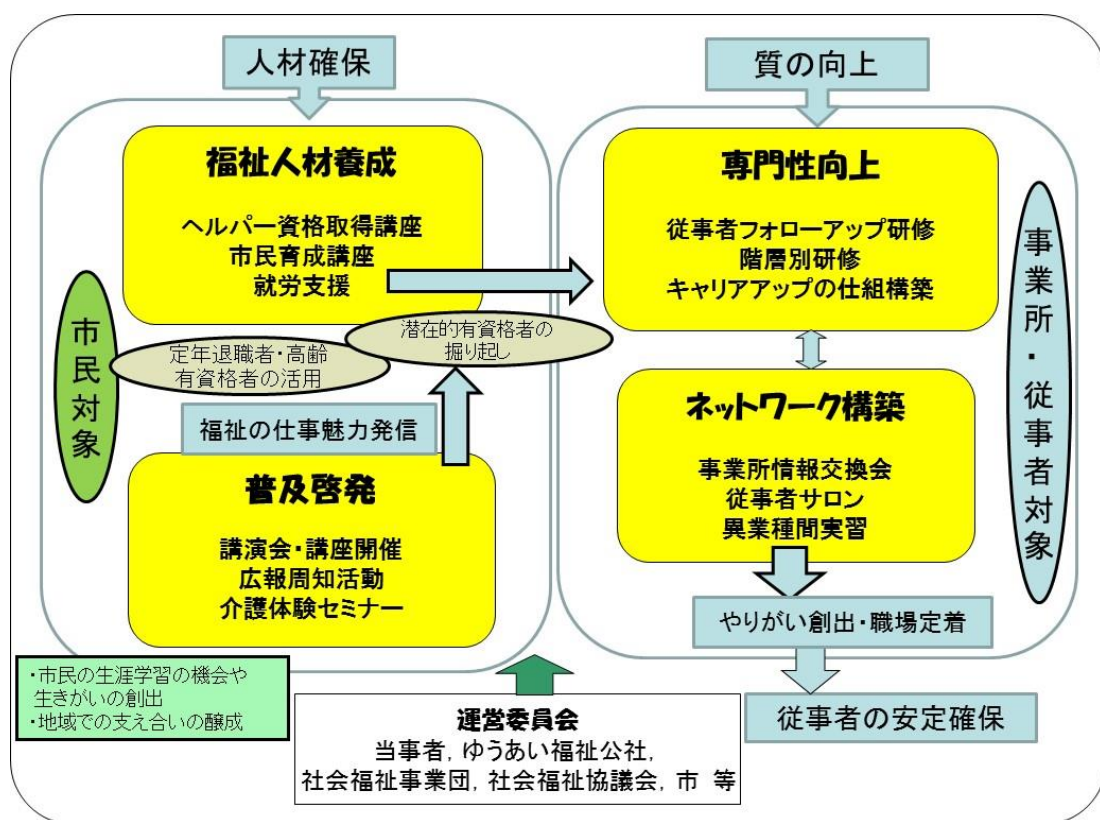
### 2. 福祉人材育成事業【地方創生先行型交付金（上乘せ交付分）対象事業】

専門性を備えた福祉人材の確保・育成を総合的に推進するため，地域密着型の研修・育成拠点を整備し，地域に密着した就労に向けてのコーディネート等も含め，将来にわたり福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保します。

## 広域的な連携や多様な主体との連携事例

### ・福祉人材育成事業

専門性を備えた福祉人材の確保・育成を総合的に推進するため，地域密着型の研修・育成拠点を整備し，地域に密着した就労に向けてコーディネート等も含め，将来にわたり福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保します。運営委員会には，市をはじめ，ゆうあい福祉公社，社会福祉事業団，社会福祉協議会等が参加し，事業を推進していきます。



<福祉人材育成拠点の整備イメージ>



◆地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う機関である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、地域や関係機関との連携を強化し、そのネットワークを生かした相談支援の取組を行うとともに、見守りネットワーク等の地域の見守り体制を強化していきます。

◆医療と介護の連携強化

在宅療養する高齢者が安心して暮らせるよう、在宅医療に関する情報を提供するとともに、医師、薬剤師等の医療関係者とケアマネジャー等の介護関係者との連携を強化し、包括的なサービスを提供します。

◆認知症高齢者等への支援の充実

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症施策の充実を図ります。

認知症ケアパスの活用のほか、医療・介護従事者の認知症への対応力を高める支援や、成年後見制度の推進等を行います。

◆在宅生活を支えるサービスの充実

在宅で生活する方や家族介護者を支えるため、配食サービス、緊急通報システム等のサービスを提供するとともに、サービスの周知・利用を促進し、高齢者が安心して生活できるサービスの充実を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

地域包括支援センターを知っている高齢者の割合

基準値 (平成 27 年度)	52.1%	目標値 (平成 31 年度)	60.0%以上
-------------------	-------	-------------------	---------

主な事業

1. 地域包括支援センターの充実

高齢者の包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域包括支援センター広報協力員の活動支援、地域ケア体制の構築に取り組み、その多様なネットワークを活用して介護予防ケアマネジメント、総合相談・権利擁護等の個別支援や在宅医療と介護の連携、認知症の支援を行います。

2. 見守りネットワークの推進

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、安全で安心して暮らせるように地域全体で見守っていく仕組みを推進していきます。

## 広域的な連携や多様な主体との連携事例

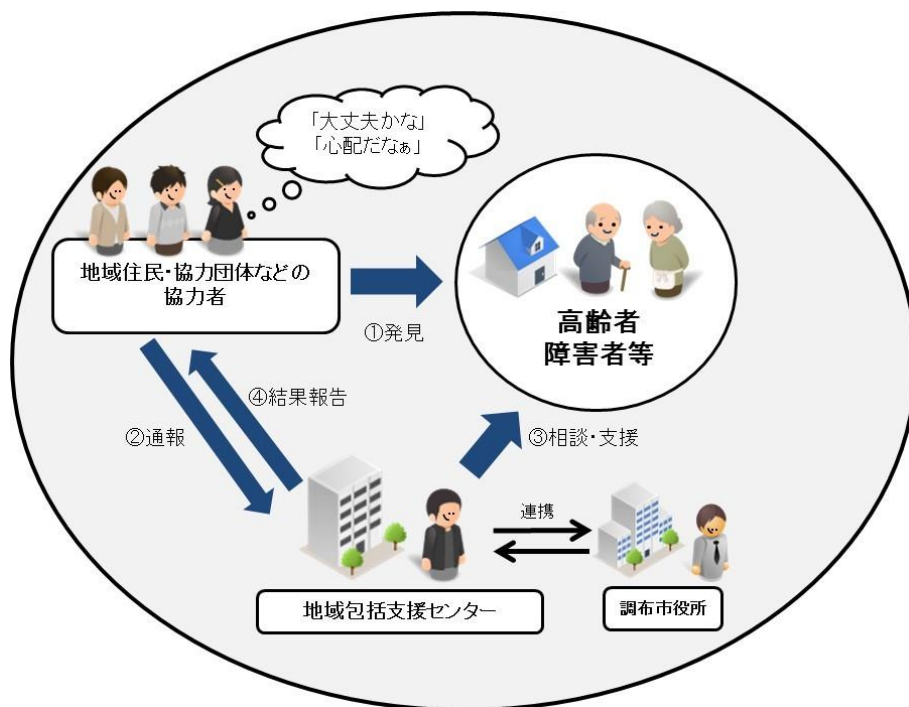
### ・見守りネットワーク「みまもっと」

ひとりぐらし高齢者等が増加する中、地域のつながりの希薄化や、孤立死などの課題があり、地域で高齢者等を見守る取組として、地域の社会資源（自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、商店会、医療機関等）の協力を得て、「ソフトな見守り・ゆるやかな働きかけ」を行う見守りネットワーク「みまもっと」を全市的に展開しています。

「みまもっと」は、地域の住民や協力団体の方々が、日常生活や活動の中で高齢者の異変に気付いた際、高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」※に連絡し、継続的な見守りや福祉サービスの提供につなげるものです。

「みまもっと」の体制充実のため、協定を結んだ市内の企業や各団体と連携会議を行い、事業の周知や見守るうえでの課題の解決を図るほか、市民向けに「見守りサポーター養成講座」を実施しています。

※調布市が委託する「高齢者福祉に関する総合の相談窓口」



<見守りネットワーク「みまもっと」>

### ・高齢者人感センサー安否通報システム事業

電気通信大学と産学連携を行っている事業者が開発した「アクションフリー型在不在検知システム」を活用し、ひとりぐらし高齢者の孤立死防止を含めた見守り事業として、高齢者人感センサー安否通報システム事業※を試行実施しています。

※高齢者の自宅内に人の動きを感知するセンサーを設置し、長時間生存の反応が検知できない場合、当該高齢者に対し電話及び自宅駆け付けによる安否確認を行い、救急搬送等必要な対応を行う事業

◆社会参加や生きがいづくり，多世代交流の促進

元気な高齢者が地域の支え手として地域で活躍することは，自身の生きがいづくりや介護予防につながることから，高齢者が地域と関わりながら，主体的に活動できるよう，活動場所や多世代交流が図られる集いの場の確保，地域情報の提供等に努め，地域での活動を支援します。

福祉施設等の整備に当たっては，市有地の活用など，高齢者の社会参加や健康づくり，多世代交流の促進に資する場の提供も併せて検討します。また，高齢者の就労機会を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。

◆健康づくり・介護予防の推進

生活上の支援が必要になったり，介護を要する状態になるおそれのある高齢者に対し，要支援・要介護状態になるのを未然に防ぐため，健康づくりや，通所または訪問による各種の介護予防事業を実施します。また，要支援者に対する生活支援サービスは，新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」として，地域の実情に応じて住民等の多様な主体が提供することとなります。

地域の支え合いの体制づくりを推進する中で，介護予防の充実を図り，必要な人に必要なサービスが届くよう進めます。

重要業績評価指標 (KPI)

健康ではりのある生活のため，趣味活動や地域活動に参加している高齢者の割合

基準値 (平成 27 年度)	41.8%	目標値 (平成 31 年度)	50.0%以上
-------------------	-------	-------------------	---------

主な事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の展開

高齢者が要介護状態にならずに元気に暮らしていけるよう，高齢者のニーズに合った介護予防事業を推進します。また，介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては，多様な主体によるサービスを提供するとともに，地域介護予防活動支援事業や普及啓発事業を行います。

広域的な連携や多様な主体との連携事例

・生活支援体制整備事業協議体

高齢者の生活支援サービスの体制整備を推進していくことを目的とし，「生活支援コーディネーター」の配置とともに「協議体」を設置しました。「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かし，住民主体のサービスが活発化されるよう，地域全体で高齢者を支える体制づくりを一緒に進めています。



<生活支援体制整備事業協議体準備会の様子>

◆介護保険事業の円滑, 適正な運営

介護保険事業を円滑, 適正に運営するために, 利用者への情報提供や支援, 介護サービスの質の向上, 介護給付の適正化等を図ります。

◆地域密着型サービス<sup>\*</sup>等の整備

地域密着型サービスは, 認知症高齢者の支援など, 地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を果たしており, 給付費の伸びに起因する介護保険料の上昇に配慮しつつ, 地域密着型サービス等の基盤整備を促進します。

<sup>\*</sup>地域密着型サービス…高齢者が認知症や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援するサービス。介護事業者を指定する権限は市町村にあり, 利用対象は原則住民のみ。調布市では, 認知症高齢者が9~18名程度で共同生活を送る「認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)」や, 24時間365日定期的又は随時に訪問し, 介護や看護を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の整備を実施

重要業績評価指標 (KPI)

地域密着型サービス事業所数

基準値 (平成 27 年度)	18 カ所	目標値 (平成 31 年度)	第 7 期高齢者総合計画 (平成 30 年度~32 年度) との整合を図り設定
-------------------	-------	-------------------	---

主な事業

1. 地域密着型サービスの整備

認知症や介護が必要になっても, できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援する「地域密着型サービス」を, 市内 4 つの日常生活圏域 (東部, 西部, 南部, 北部) のバランスに配慮しながら整備を促進します。施設の整備に当たっては, 市有地の活用など, 高齢者の社会参加や健康づくり, 多世代交流の促進に資する場の提供も併せて検討します。

2. 特別養護老人ホーム等の整備

特別養護老人ホーム等の建設費等の一部を助成することで, 整備計画を促進し, 要介護高齢者の安定した生活を確保します。

◆障害者の就労支援の充実

障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する事業者を支援するとともに、市が率先して障害者に対する就業機会を提供するなど、働く場の充実を図ります。

◆地域生活支援事業の推進

地域の特性や障害者の状況に応じ、相談支援やコミュニケーション支援事業等を展開し、障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の基盤づくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

障害者就労支援センターの支援を受けている一般就労者数

基準値 (平成 26 年度)	152 人	目標値 (平成 31 年度)	210 人以上
-------------------	-------	-------------------	---------

主な事業

1. 障害者の就労支援

障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に行い、障害者の就労の促進を図り、障害者の自立と社会参加を促進します。

広域的な連携や多様な主体との連携事例

・障害者福祉施設自主製品販売会「ほっとハート」

平成 22 年に東京都の主催で、調布市、多摩市、府中市 3 市の福祉作業所が合同で新宿駅西口のイベント広場で開催したのを始まりとして、障害者福祉施設で作られたスイーツやパン、手工芸品などを販売する取組を行っています。また、共同受注にも取り組み、仕事の受注を増やし、工賃アップを目指しています。



<調布駅南口広場で開催された「ほっとハート」>

## ◆地域コミュニティの形成と支援

地域の自治を推進するため、引き続き、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ地区協議会の全小学校区での設立を目指すとともに、それぞれの地域の主体性を尊重しながら、運営や活動への支援を推進します。また、市民の自主的な活動を推進していくため、自治会の地域活動を支援します。

## ◆地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討・実践

まちづくり活動の輪を広げながら、地域の方々との議論を通して将来のコミュニティの在り方を模索し、地域のコミュニティ活動が活発になるような支援策を検討・実践します。

## 重要業績評価指標 (KPI)

地域の一員としての連帯感を感じている市民の割合

基準値 (平成 27 年度)	39.8%	目標値 (平成 31 年度)	50.0%以上
-------------------	-------	-------------------	---------

## 主な事業

## 1. 地区協議会の設立と支援

地区協議会の設立に向けた取組を支援するとともに、既存の地区協議会に対し情報提供等、必要な活動支援を行います。

## 広域的な連携や多様な主体との連携事例

## ・地区協議会

調布市では、地域コミュニティづくりのひとつの取組として、「地区協議会」の設立を支援しています。

地区協議会とは、おおむね小学校区をひとつのコミュニティエリアとして、地域の中には、自治会・子ども会・民生委員・PTA・健全育成・学校開放・消防団・商店会・ボランティアサークルなど、地域の活動団体や個人を横糸で結んだネットワーク組織です。

「地域全体をより良くしていくために地域全体で取り組むこと」を目的に、地域にある既存の組織だけでは対応できない、若しくは複数の組織で取り組んだ方がより効果・効率的な課題に対して、各団体が連携し、協力していくことで課題の解決に取り組んでいます。



＜地区協議会の組織のイメージ＞